D3102 情報格付け取扱手順

国立情報学研究所 学術情報ネットワーク運営・連携本部  
高等教育機関における情報セキュリティポリシー推進部会

**改定履歴**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日付・文書番号 | 改定内容 | 担当 |
| 2007年2月15日  A3105 | 新規作成（情報取り扱い手順） | 国立大学法人等における情報セキュリティポリシー策定作業部会 |
| 2007年10月31日  A3104 | 「情報格付け取扱手順」として構成を見直し | 国立大学法人等における情報セキュリティポリシー策定作業部会 |
| 2015年10月9日  C3103 | 情報システムの実態に合わなくなった箇所の修正 | 高等教育機関における情報セキュリティポリシー推進部会事務局 |
| 2017年10月17日  C3103 | 要機密情報の定義を修正  （C2501の定めるものと一致させた） | 高等教育機関における情報セキュリティポリシー推進部会事務局 |
| 2021年3月25日  D3102 | 文書番号変更ならびに古くなった記載（強化遵守事項等）に関する表現の見直し | 高等教育機関における情報セキュリティポリシー推進部会事務局 |

本文書の内容についてのご質問、ご意見は以下まで電子メールにてお寄せください。

sp-comment[at]nii.ac.jp　（[at]を＠に置き換えてください）

担当者の所属は改定当時のものです。担当者への直接のご質問はご遠慮ください。

**1. 目的**

情報システムで取り扱う情報は格付けされ、格付けに応じて適切に取り扱う必要がある。取扱いが不適切なため、機密性が求められる情報の漏えい、完全性が求められる情報の改ざん等が生じた場合には、大学活動の停止や社会的信用の失墜の要因となる可能性もある。

本書は、このようなリスクを軽減するため、教職員等が情報を適切に取り扱うために必要な事項を定めることを目的とする。

**2. 本書の対象**

本書は、情報を取り扱うすべての教職員等を対象とする。

**3. 定義**

本書における用語の定義は次のとおりである。

「情報」とは、情報システム内部に記録された情報、情報システム外部の電磁的記録媒体に記録された情報及び情報システムに関係がある書面に記載された情報をいう。

**4. 情報の取扱いに関する全般的な注意事項**

4.1 大学活動の遂行以外の目的での情報の作成、入手及び利用禁止

教職員等は、大学活動の遂行以外の目的で、情報の作成、入手又は利用を行わないよう努めること。

4.2 情報の格付け及び取扱制限に応じた取扱い

(1) 教職員等は、作成又は入手した情報について、格付け及び取扱制限を指定し、当該指定の結果を電磁的記録であるか書面であるかに応じて明示等すること。

(2) 教職員等は、取り扱う情報に明示等された格付けに従って、当該情報を本書が定めるとおりに取り扱うこと。格付けに加えて、取扱制限の明示等がなされている場合には、当該取扱制限の指示内容に従って当該情報を取り扱うこと。

**5. 情報の格付け**

5.1 格付け及び取扱制限の指定

教職員等は、情報の格付け及び取扱制限について、「付録A：格付け及び取扱制限の判断基準」に基づき、格付け及び取扱制限の指定を行うこと。ただし、「付録A：格付け及び取扱制限の判断基準」で規定されていない情報については、電磁的記録については機密性、完全性、可用性の観点から、書面については機密性の観点から、格付け及び取扱制限の定義に基づき、要件に過不足が生じないように注意した上でその決定（取扱制限については必要性の有無を含む。）をし、決定した格付け及び取扱制限に基づき、その指定を行うこと。

解説：格付け及び取扱制限の決定にあたっては、安全保障貿易管理に関わるような「先端的な技術情報」について、不適切な格付けや取扱制限が指定されることのないように十分な配慮を行うこと。

5.2 格付け及び取扱制限の明示手順

(1) 教職員等は、書面の場合には、格付け及び取扱制限を各ページに明記すること。

(2) 教職員等は、電磁的記録の場合には、参照、編集時に常に格付け及び取扱制限が分かるように、また印刷時に各ページに格付け及び取扱制限が印刷されるように、文章のヘッダ等において各ページに明記すること。ただし、電磁的記録の参照、編集等に利用するソフトウェアの制限等により、各ページに明記できない場合には、文章の先頭ページに明記すること。

【格付け及び取扱制限をファイル名にも明記する場合】

(3) 教職員等は、電磁的記録の場合には、当該ファイルの内容を参照せずとも格付け及び取扱制限が分かるように、ファイル名に格付け及び取扱制限を明記すること。

(4) 教職員等は、当該情報を取り扱う教職員等に格付け又は取扱制限の認識が周知徹底されているため、格付け又は取扱制限を明記する必要がないと情報システム運用委員会において定められた情報に関しては、格付け又は取扱制限を書面又は電磁的記録に明記する必要はない。なお、明記が不要な情報については、「付録B：格付け及び取扱制限の明記不要な情報一覧」を参照すること。

5.3 格付け及び取扱制限の変更手順

5.3.1 格付け及び取扱制限の再指定

(1) 教職員等は、元の情報への修正、追加、削除のいずれかにより、他者が指定した情報の格付け又は取扱制限を再指定する必要があると思料する場合には、「5.1 格付け及び取扱制限の指定」に従って、新たな格付け又は取扱制限を指定すること。

【再指定した場合の指定者をこれを行った教職員等とする場合】

(2) 教職員等は、情報の格付け又は取扱制限を再指定した場合には、指定者の責任として、それ以前に当該情報を参照した者に対して、その旨を可能な限り周知し、同一の情報が異なる格付け又は取扱制限とならないように努めること。

5.3.2 格付け及び取扱制限の見直し

(1) 教職員等は、元の情報への修正、追加、削除のいずれもないが、元の情報の格付け又は取扱制限がその時点で不適当と考えるため、他者が指定した情報の格付け又は取扱制限そのものを見直す必要があると思料する場合には、その指定者又は同人が所属する上司に相談すること。

(2) 被相談者は、指定した情報の格付け又は取扱制限の見直しの必要性を検討し、必要があると認めた場合には、当該情報に対して新たな格付け又は取扱制限を「5.1 格付け及び取扱制限の指定」に従って指定すること。ただし、「付録A： 格付け及び取扱制限の判断基準」に規定されていない情報の場合には、「5.1 格付け及び取扱制限の指定」に従って決定及び指定すること。

(3) 被相談者は、指定した情報の格付け又は取扱制限の見直しに際して、「付録A： 格付け及び取扱制限の判断基準」において決定されている情報の格付け又は取扱制限の見直しが必要と思料される場合には、上司に報告すること。

【見直した場合の指定者を元の格付け等を行った教職員等とする場合】

(4) 被相談者は、情報の格付け又は取扱制限を見直した場合には、指定者の責任として、それ以前に当該情報を参照した者に対して、その旨を可能な限り周知し、同一の情報が異なる格付け及び取扱制限とならないように努めること。

**6. 情報の作成・入手**

6.1 情報を作成・入手する場合の注意事項

　教職員等は、大学活動の遂行以外の目的で、情報を作成又は入手しないよう努めること。

6.2 情報を新規に作成した場合の格付け方法

　教職員等は、情報を新規に作成した場合には、「5. 情報の格付け」に従って当該情報の格付け及び取扱制限を指定し、これを情報に明示等すること。

6.3 格付けされた情報を引用して情報を作成した場合の格付け方法

　教職員等は、既に格付けされた情報を引用して情報を作成する場合には、引用した情報の格付け及び取扱制限と、「5. 情報の格付け」に従って指定した新規に作成した情報の格付け及び取扱制限とを比較した上で、より上位の格付けを行い、双方の取扱制限を併せた新たな取扱制限とし、これを情報に明示等すること。

6.4 格付け及び取扱制限が明示等されている情報を入手した場合の格付け方法

(1) 教職員等は、格付け又は取扱制限が明示等されている情報を入手した場合には、明示等されている格付け又は取扱制限を継承すること。

(2) 教職員等は、格付け又は取扱制限が明示等されている情報を入手した場合で、当該情報の継承すべき格付け又は取扱制限を変更する必要性があると思料するときは、「5 情報の格付け」に従って格付けを変更すること。

6.5 格付け及び取扱制限が明示等されていない情報を入手した場合の格付け方法

　教職員等は、格付け又は取扱制限が明示等されていない情報を入手した場合には、「5 情報の格付け」に従って当該情報の格付け又は取扱制限を指定し、これを情報に明示等すること。

**7. 情報の利用**

7.1 情報の利用における注意事項

(1) 教職員等は、大学活動の遂行以外の目的で、情報を利用しないよう努めること。

(2) 教職員等は、取り扱う情報に明示等された格付けに従って、当該情報を取り扱うこと。格付けに加えて、取扱制限の明示等がなされている場合には、当該取扱制限の指示内容に従って当該情報を取り扱うこと。

7.2 情報を利用する場合の保護方法

(1) 教職員等は、要保護情報が保存された外部記録媒体を利用する場合には、紛失及び盗難から保護するために、以下の措置を講ずること。

• 外部記録媒体の利用中に適切な保護が行えない場合には、当該外部記録媒体を放置せずに、施錠可能な保管庫、棚等に保管する。

• 外部記録媒体の利用が終了した場合には、当該外部記録媒体を机上、端末のドライブ内等に放置せずに、所定の場所に保管する。

(2) 教職員等は、要機密情報が記載された書面又は重要な設計書を利用する場合には、紛失及び盗難から保護するために、以下の措置を講ずること。

• 書面の利用中に適切な保護が行えない場合には、当該書面を放置せずに、施錠可能な保管庫、棚等に保管する。

• 書面の利用が終了した場合には、当該書面を机上等に放置せずに、所定の場所に保管する。

• プリンタ等で書面に印刷した場合には、出力トレイに当該書面を放置せずに、速やかに回収する。

(3) 教職員等は、機密性３情報が記載された書面又はこれが含まれる電磁的記録を必要以上に複製しないこと。

(4) 教職員等は、要機密情報が記載された書面又はこれが含まれる電磁的記録を必要以上に配付しないこと。

(5) 教職員等は、書面に印刷された機密性３情報には、一連番号を付し、その所在を[機密性３情報印刷書面管理表]の様式で明らかにしておくこと。

(6) 教職員等は、機密性３情報には、機密性３情報として取り扱う期間を明記すること。

(7) 教職員等は、機密性３情報の格付けを下げた場合には、その旨を関係する教職員に通知するとともに、[機密性３情報印刷書面管理表]に記録すること。

解説：(5)～(7)については機密性３情報の管理を強化する場合の遵守事項であり、機関において規定の必要性を判断すること。

**8. 情報の保存・管理**

8.1 情報の保存における注意事項

(1) 教職員等は、大学活動の遂行以外の目的で、要保護情報を電子計算機又は外部記録媒体に保存しないこと。

(2) 教職員等は、電子計算機又は外部記録媒体に保存された要保護情報について、保存の理由となった業務事務の遂行目的が達成された等、保存する理由が滅失した場合には、速やかに当該情報を削除すること。

(3) 教職員等は、電子計算機又は外部記録媒体に保存された情報の保存期間が定められている場合には、当該情報を保存期間が満了する日まで保存すること。

(4) 教職員等は、保存期間が満了した情報に関して、保存期間を延長する必要がない場合は、速やかに当該情報を消去すること。

(5) 教職員等は、要保全情報若しくは要安定情報である電磁的記録又は重要な設計書について、滅失、消失又は改ざんされるおそれが大きく、業務の遂行に影響を与える可能性が高いと判断されるときは、バックアップ又は複写を取得すること。ただし、部局技術担当者によりバックアップされているファイルサーバに保存している等、既にバックアップが行われている場合は、この限りでない。

(6) 教職員等は、バックアップ若しくは複写された情報又は当該情報が保存された電磁的記録媒体若しくは記載された書面を、バックアップ又は複写元の情報と同等に管理すること。

8.2 電子計算機へ情報を保存する場合の保護方法

(1) 教職員等は、要保護情報を電子計算機に保存する場合には、他の者が当該情報を参照、変更、削除等できないようにアクセス制御すること。

(2) 教職員等は、機密性３情報を端末に保存する場合には、アクセス制御に加え、当該情報を暗号化すること。

(3) 教職員等は、要保全情報を端末に保存する場合で、改ざんされるおそれが大きく、業務の遂行に影響を与える可能性が高いと判断されるときは、保存されている当該情報に電子署名を付与すること。

8.3 外部記録媒体へ情報を保存する場合の保護方法

(1) 教職員等は、要機密情報を外部記録媒体に保存する場合には、当該情報を暗号化すること。ただし、機密性２情報の場合には、パスワードを用いた保護で代替することができる。

(2) 教職員等は、要保全情報を外部記録媒体に保存する場合で、改ざんされるおそれが大きく、業務の遂行に影響を与える可能性が高いと判断されるときは、保存されている当該情報に電子署名を付与すること。

8.4 要保護情報が保存された外部記録媒体並びに記載された書面及び重要な設計書の保管方法

* 1. 教職員等は、要保護情報が保存された外部記録媒体又は記載された書面若しくは重要な設計書を保管する場合には、施錠管理された保管庫、棚等に保管すること。

**9. 情報の公表・提供**

9.1 情報の公表・提供における注意事項

(1) 教職員等は、大学活動の遂行以外の目的で、情報を公表・提供しないよう努めること。

(2) 教職員等は、要機密情報を提供する場合には、「9.2 情報の公表・提供に関する手続」の手続に従い、提供する情報及び提供先を必要最小限にとどめること。

(3) 教職員等は、要保護情報を提供するために当該情報を移送する場合には、「11. 情報の移送」に従って移送すること。

(4) 電磁的記録には、プロパティ等に作成者名、組織名、作成履歴等の付加情報が含まれている可能性があり、当該付加情報から情報が漏えいする場合がある。教職員等は、電磁的記録を公表又は提供する場合には、当該情報の付加情報に不要な情報が含まれていないか確認し、不用意な情報漏えいを防止すること。

(5) 教職員等は、格付け及び取扱制限の明記が不要とされている情報を含む書面又は電磁的記録の提供については、提供先においても格付け及び取扱制限に応じた取扱いを確保するため、提供する前に、明記が不要とされている情報の格付け及び取扱制限を当該書面又は電磁的記録に明記すること。

(6) 教職員等は、要保護情報又は重要な設計書を学外の者に提供する場合には、提供先において、当該情報が、本学の付した情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱われるための措置として、取扱いに関する留意事項の伝達、適切な管理のための取決め等の措置を講ずること。

9.2 情報の公表・提供に関する手続

(1) 教職員等は、保有する情報を公表する場合には、当該情報が機密性１情報に格付けされるものであることを確認すること。

(2) 教職員等は、機密性１情報を公表する場合には、当該情報が法律の規定等で公表が禁じられていないことを確認すること。

(3) 教職員等は、機密性３情報、完全性２情報若しくは可用性２情報又は重要な設計書を本学外の者に提供する場合には、[機密性３情報移送・提供許可申請書]の様式で上司に申請し、許可を得ること。

(4) 教職員等は、機密性２情報であって完全性１情報かつ可用性１情報である電磁的記録又は機密性２情報を記載した書面を本学外の者に提供する場合には、当該情報が機密性２情報に格付けされたものであることを確認し、秘密であると判断した情報を削除した上で、提供すると同時に、上司に届け出ること。メールに添付して提供する場合は、上司にBCC:で送信しておくなどの方法が考えられる。ただし、上司が届出を要しないと定めた提供については、この限りでない。

**10. 情報の持出し**

10.1 情報の持出しにおける注意事項

(1) 教職員等は、大学活動の遂行以外の目的で、要保護情報を学外に持ち出さないこと。

(2) 教職員等は、大学活動の遂行の目的で、要保護情報を学外に持ち出す場合には、「10.2 情報の持出しに関する手続」の手続に従い、持ち出す情報及び持出先を必要最小限にとどめること。

(3) 教職員等は、要保護情報の持出しのため、当該情報を移送する場合には、「11. 情報の移送」に従って移送すること。

(4) 教職員等は、持出先においても学内と同様に情報を取り扱うこと。

10.2 情報の持出しに関する手続

(1) 教職員等は、大学活動の遂行の目的で、大学支給以外の情報システムにおける情報処理又は学外での情報処理を行うために、電子計算機、外部記録媒体、書面等で要保護情報（機密性２情報を除く。）を学外に持ち出す場合には、[要保護情報（機密性２情報を除く。）持出し許可申請書]の様式で部局技術責任者又は上司の許可を得ること。

(2) 教職員等は、要保護情報（機密性２情報を除く。）の持出しによる大学支給以外の情報システムにおける情報処理又は学外での情報処理が終了した場合には、その許可を与えた者に対して、その旨を報告すること。ただし、許可を与えた者から報告を要しないとされた場合は、この限りでない。

**11. 情報の移送**

11.1 情報の移送に関する手続

教職員等は、機密性３情報、完全性２情報若しくは可用性２情報又は重要な設計書を移送する場合には、[機密性３情報移送・提供許可申請書]の様式で上司に申請し、許可を得ること。当該申請において、移送方法（送信又は運搬のいずれか）及び移送手段（電子メールの添付、郵送、職員による携行等）を届け出ること。

11.2 移送方法・手段の選択方法

情報の格付け、種類等に応じて移送方法・手段を選択する。

11.3 書面及び外部記録媒体を運搬する場合の保護方法

(1) 教職員等は、要機密情報が記載された書面又は保存された外部記録媒体を建屋外に運搬する場合には、安全確保のため、以下の措置を講ずること。

• 外見から機密性の高い情報であることが分からないようにする。

• 郵便、信書便等の場合には、親展で送付する。

• 携行の場合には、封筒、書類鞄等に収め、当該封筒、書類鞄等の盗難、置き忘れ等に注意する。

【機密性３情報の暗号化を必須とする場合】

(2) 教職員等は、要機密情報が保存された外部記録媒体を建屋外に運搬する場合には、書面又は保存された外部記録媒体を建屋外に運搬する場合の措置に加え、以下の方法を用いて当該記録媒体に保存された情報を保護すること。ただし、当該情報が機密性２情報の場合には、パスワードを用いた保護で代替することができる。

• 情報の暗号化

• 秘密分散

解説：秘密分散については機関において利用可能とは限らないことから、機関において規定の必要性を判断すること。

(3) 教職員等は、要機密情報が記載された書面又は保存された外部記録媒体を建屋内で運搬する場合には、建屋外に運搬する場合の措置に準じて保護することが望ましい。

(4) 教職員等は、要保全情報が保存された外部記録媒体を建屋外に運搬する場合で、改ざんされるおそれが大きく、業務の遂行に影響を与える可能性が高いと判断されるときは、保存されている当該情報に電子署名を付与することが望ましい。

(5) 教職員は、要保全情報である電磁的記録を移送する場合には、バックアップを行う必要性の有無を検討し、必要があると認めた時は、情報のバックアップを取得すること。

(6) 教職員は、要保全情報である電磁的記録を移送する場合には、移送中の滅失、紛失、移送先への到着時間の遅延等により支障が起こるおそれに対し、同一の電磁的記録を異なる移送経路で移送するなどの措置を講ずる必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、所要の措置を講ずること。

11.4 電磁的記録を送信する場合の保護方法

【機密性３情報の暗号化を必須とする場合】

(1) 教職員等は、要機密情報である電磁的記録を学外に送信する場合には、以下の方法を用いて当該情報を保護すること。ただし、当該情報が機密性２情報の場合には、パスワードを用いた保護で代替することができる。

• 通信路の暗号化

• 電磁的記録の暗号化

• 秘密分散

解説：秘密分散については機関において利用可能とは限らないことから、機関において規定の必要性を判断すること。

(2) 教職員等は、要機密情報である電磁的記録を学内に送信する場合には、学外に送信する場合の措置に準じて保護することが望ましい。

(3) 教職員等は、要保全情報である電磁的記録を学外に送信する場合で、改ざんされるおそれが大きく、業務の遂行に影響を与える可能性が高いと判断されるときは、保存されている当該情報に電子署名を付与することが望ましい。

(4) 教職員は、要保全情報である電磁的記録を移送する場合には、バックアップを行う必要性の有無を検討し、必要があると認めた時は、情報のバックアップを取得すること。

(5) 教職員は、要保全情報である電磁的記録を移送する場合には、移送中の滅失、紛失、移送先への到着時間の遅延等により支障が起こるおそれに対し、同一の電磁的記録を異なる移送経路で移送するなどの措置を講ずる必要性の有無を検討し、必要があると認めたときは、所要の措置を講ずること。

**12. 情報の消去**

12.1 外部記録媒体及び書面の廃棄方法

【機密文書等の回収及び廃棄を外部委託している場合】

(1) 教職員等は、情報が保存された外部記録媒体を廃棄する場合には、専用の回収ボックスに投入すること。

(2) 教職員等は、要機密情報が記録された書面を廃棄する場合には、専用の回収ボックスに投入すること。

【細断機を利用する場合】

(1) 教職員等は、情報が保存された外部記録媒体を廃棄する場合には、細断機を利用して細断すること。

(2) 教職員等は、要機密情報が記録された書面を廃棄する場合には、細断機を利用して細断すること。

【外部記録媒体を教職員等が自身で処理する場合】

教職員等は、情報が保存された外部記録媒体を廃棄する場合には、以下のように外部記録媒体の物理的に破壊する等し、読取装置を利用して当該外部記録媒体から情報が読み出せないことを確認すること。ただし、物理的な破壊等により読取装置が利用できない場合に限り、確認を省くことができる。

・CD-R/RW、DVD-R/RW等の光学媒体の場合には、カッター等を利用してラベル面側から同心円状に多数の傷を付け、情報を記録している記録層を破壊する。

・USBメモリは、チップの部分を取り出してペンチで折るか、袋に入れて袋の上からハンマー等で粉砕する（破片飛散防止のため）。

・メモリカード類はペンチ等で折り曲げるか、カッター等で切断する。

12.2 外部記録媒体を他者へ渡す場合の情報の消去方法

教職員等は、使用済みの外部記録媒体を他者へ渡す場合で、当該外部記録媒体に記録されている情報を提供する必要がないときは、データ消去ソフトウェア又はデータ消去装置を用いて、当該外部記録媒体に保存されている情報を復元が困難な状態にし、残留する情報を最小限に保つこと。

解説：USBメモリ、メモリカード等の記録媒体を他社に渡す場合、不要ファイルをOS上で消去しただけでは、記録情報が復元される可能性に注意すること。完全に消去するには、専用の消去ソフトウェア等を利用する必要がある[[1]](#footnote-1)。

12.3 利用環境等の理由により適宜情報の消去が求められる場合の消去方法

教職員等は、外部記録媒体について、無人の執務室で利用される環境等、必要があると認められる場合は、適宜、データ消去ソフトウェアを用いて、当該外部記録媒体の要機密情報を復元が困難な状態にし、残留する要機密情報を最小限に保つこと。

解説：本項は外部記録媒体の利用環境に応じて規定すべき遵守事項であり、機関において規定の必要性を判断すること。

**13. 本書に関する相談窓口**

(1) 教職員等は、緊急時の対応又は本書の内容を超えた対応が必要とされる場合には、部局技術責任者に相談し、指示を受けること。

(2) 教職員等は、本書の内容について不明な点又は質問がある場合には、部局技術担当者に連絡し、回答を得ること。

**付録A： 格付け及び取扱制限の判断基準**

格付けの区分

【ポリシーの格付け分類に準拠する場合】

機密性についての情報の格付け

|  |  |
| --- | --- |
| 格付けの区分 | 分類の基準 |
| 機密性３情報 | 本学で取り扱う情報のうち、行政文書の管理に関するガイドライン（平成23年4月1日内閣総理大臣決定）に定める秘密文書に相当する機密性を要する情報を含む情報 |
| 機密性２情報 | 本学で取り扱う情報のうち、独立行政法人の保有する情報の公開に関する法律（平成13年12月5日法律第140号。以下、「独立行政法人等情報公開法」という。）第５条各号における不開示情報に該当すると判断される蓋然性の高い情報を含む情報であって、「機密性３情報」以外の情報 |
| 機密性１情報 | 独立行政法人等情報公開法第５条各号における不開示情報に該当すると判断される蓋然性の高い情報を含まない情報 |

完全性についての情報の格付け

|  |  |
| --- | --- |
| 格付けの区分 | 分類の基準 |
| 完全性２情報 | 本学情報システムで取り扱う情報（書面を除く。）のうち、改ざん、誤びゅう又は破損により、利用者の権利が侵害され又は本学活動の適確な遂行に支障（軽微なものを除く。）を及ぼすおそれがある情報 |
| 完全性１情報 | 完全性２情報以外の情報（書面を除く。） |

可用性についての情報の格付け

|  |  |
| --- | --- |
| 格付けの区分 | 分類の基準 |
| 可用性２情報 | 情報システムで取り扱う情報（書面を除く。）のうち、滅失、紛失又は当該情報が利用不可能であることにより、利用者の権利が侵害され又は本学活動の安定的な遂行に支障（軽微なものを除く。）を及ぼすおそれがある情報 |
| 可用性１情報 | 可用性２情報以外の情報（書面を除く。） |

取扱制限の種類

機密性についての取扱制限

|  |  |
| --- | --- |
| 取扱制限の種類 | 概要 |
| ○○禁止 | ○○で指定した行為を禁止する必要がある場合に指定する。  例）複製禁止、配付禁止、印刷禁止、転送禁止、転記禁止、再利用禁止、送信禁止 |
| ○○要許可 | ○○で指定した行為をするに際して、許可を得る必要がある場合に指定する。  例）複製要許可、配付要許可、印刷要許可、転送要許可、転記要許可、再利用要許可、送信要許可 |
| ○○必須 | ○○で指定した行為を必須とする必要がある場合に指定する。また、必須とする際の条件を設定する必要がある場合には、当該条件を付与する。  例）暗号化必須、通信時暗号化必須 |
| ○○限り | 提供する範囲を○○に限定する必要がある場合に指定する。  例）教職員限り、課内限り |

完全性についての取扱制限

|  |  |
| --- | --- |
| 取扱制限の種類 | 概要 |
| ○○まで保存 | ○○の期日まで保存する必要がある場合に指定する。  例）平成１８年７月３１日まで保存 |
| ○○において保存 | 完全性が確保可能な○○の場所において保存する必要がある場合に指定する。  例）共有ファイルサーバにおいて保存 |
| 保存期間満了後要廃棄 | 指定した保存期日を越えた際に廃棄する必要がある場合に指定する。 |
| ○○禁止 | ○○で指定した行為を禁止する必要がある場合に指定する。  例）書換禁止、削除禁止 |
| ○○要許可 | ○○で指定した行為をするに際して、許可を得る必要がある場合に指定する。  例）書換要許可、削除要許可 |

可用性についての取扱制限

|  |  |
| --- | --- |
| 取扱制限の種類 | 概要 |
| ○○以内復旧 | 復旧に要する時間として許容可能な時間を設定する必要がある場合に指定する。  例）１時間以内復旧 |
| ○○において保存 | 可用性が確保可能な○○の場所において保存する必要がある場合に指定する。  例）年度内保存文書用共有ファイルサーバにおいて保存 |

格付け及び取扱制限の判断例

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 情報類型 | 格付け | 取扱制限 |
| ○○資料 | 機密性２情報  完全性２情報  可用性２情報 | 複製禁止、配付禁止 |
| △△資料 | 機密性２情報  完全性２情報  可用性２情報 | 暗号化必須 |
| □□資料 | 機密性２情報  完全性２情報  可用性２情報 | 教職員限り |
| ●●資料 | 機密性１情報  完全性２情報  可用性２情報 | ３日以内復旧、バックアップ必須 |
| ▲▲報告書 | 機密性２情報  完全性２情報  可用性２情報 | ５年間保存 |
| ■■情報 | 機密性３情報  完全性２情報  可用性２情報 | 複製禁止、配付禁止、暗号化必須、転送禁止、再利用禁止、送信禁止、関係者限り、Ａシステムにおいて保存、書換禁止、保存期間満了後要廃棄 |
| … | … | … |

【手順書策定者への補足説明】

※ 取扱制限の種類については、情報を取り扱う他の者が制限すべき事項を理解できる形式であれば、例示したものである必要はない。

※ 判断例の構成としては、文書の種類に基づくもの、特定文書に対応させたもの、本学活動の内容に基づくもの等があるため、適宜の方法を採用する。

**付録B： 格付け及び取扱制限の明記不要な情報一覧**

教職員等に当該情報に関する格付け及び取扱制限の認識が周知徹底されているため、格付け及び取扱制限を明記する必要がないと定められた情報は以下のとおりである。

• ○○資料

• ■■情報

• …



1. メモリカードの廃棄・譲渡時における内部のデータ消去に関するユーザ向けガイドラインhttp://home.jeita.or.jp/page\_file/20120906151218\_mfFqh0cvox.pdf [↑](#footnote-ref-1)